

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの概要

事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応 ○ 一法人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など）	○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む	○ 経営基盤の強化、事業効率化 ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等 ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減 ○ サービスの質の向上、組織活性化 ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上 ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成 ○ 人材育成 ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上 ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実	○ 合併の効果に加え、 ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続 ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
○ 法人所轄庁等への事前相談 ○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進 ○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等	○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き ○ 事業を譲渡する法人 事業廃止などの各種手続き ○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要
留意点	○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成 ○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守 ○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請	○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施 ○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意 ○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務） ○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）